

あいおいニッセイ同和損保

## 国内旅行傷害保險

## お支払いする保険金および費用保険金のご説明

国内旅行傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は普通保険約款・特約条款をご確認ください。

## 1 普通保険約款の補償内容

被保険者(補償の対象となる方)が国内旅行中に、急激かつ偶然な外來の事故により被った傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。  
(注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然か一時に吸入、吸収または攝取した場合に急性に発生する中毒症状を含みます。

内閣府は、既存の制度が不適切な場合は、改訂する方針を示す。一方で、現行の制度を維持する方針を示す場合もある。

なが、国内旅行廣告新聞のカタには細菌性其中毒45症のウイルス性其中毒を含めます。感染経路が該病例であることを示唆された場合はあります。

(件1)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(192)「保険金をお支払いする場合」において、出稼とは医師が必要であると認め、医師が行う出稼をいいます。